

川崎市犯罪被害者等支援有識者会議開催運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市犯罪被害者等支援有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、犯罪被害者等支援の推進に関し、次に掲げる事項について、有識者会議の委員の意見を求める。

- (1) 本市における、犯罪被害者等支援施策に関すること。
- (2) その他犯罪被害者等支援施策に係る必要な事項

(委員)

第3条 有識者会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者・有識者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係機関職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第5条 有識者会議は、市長が必要に応じて招集するものとする。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、市民文化局市民生活部地域安全推進課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。